

令和 3 年第 10 回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和 3 年 10 月 27 日（水）

午後 1 時 30 分

場所・座間市役所 6 F 全員協議会室

第10回座間市農業委員会定例総会議事録

令和3年10月27日、第10回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

- | | |
|----------|----------|
| 2 吉川 充 | 9 井上 俊春 |
| 3 曾根 覚 | 10 小泉 聡 |
| 4 鈴木 寛幸 | 11 草薙 初夫 |
| 5 小林 多賀雄 | 12 大矢 義孝 |
| 8 小野 たづ子 | |

会議を欠席した委員

- | | |
|---------|---------|
| 1 加藤 博之 | 7 大木 秀春 |
| 6 飯島 英勝 | |

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- | | | | |
|---|------|----|----|
| 1 | 事務局長 | 山本 | 浩由 |
| 2 | 次長 | 曾根 | 和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根 | 裕次 |
| 4 | 主事補 | 松平 | 涼 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第19号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第20号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第46号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第47号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第48号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第49号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時30分開会

議 長

ただいまの出席委員は 9 人で、定足数に達しております。

これより令和 3 年第10回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

なお、1 番加藤博之委員、6 番飯島英勝委員、7 番大木秀春委員から欠席の届出が出ておりますので、ご報告いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、2 番吉川充委員、8 番小野たづ子委員の両名を指名いたします。

次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。

まず 1 の会務報告です。今回は、令和 3 年 9 月 28 日（火）から令和 3 年 10 月 26 日（火）までの概要でございます。

先月、9 月 28 日（火）、この場所におきまして、令和 3 年第 9 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、1 件、1 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、4 件、5 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、1 件、1 筆、農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について、1 件、7 筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、4 件、6 筆、の合計 6 議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

10 月 12 日（火）には横浜市内で開催された農業者年金加入推進特別研修会に事務局職員が出席しております。

10 月 20 日（水）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行いました。

続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は合計 5 件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第 11 条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第19号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第20号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第19号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和3年10月27日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

続きまして、日程第4、報告第20号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和3年10月27日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

次に、次第の一番後ろの総括表をご覧いただきたいと思います。

発行件数でございますが、法第4条届出につきましては、田が1筆、地積が506㎡、畑が4筆、地積が1,841㎡、筆数の合計が5筆、地積の合計が2,347㎡、届出件数は4件です。

次に、法第5条届出につきましては、畑が1筆、地積が330㎡、筆数の合計が1筆、地積の合計が330㎡、届出件数が1件となっております。

以上になります。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第46号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5、議案第46号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を
引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和3年10月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料3ページをご覧くださいと思います。

申請人でございますが、海老名市上今泉六丁目 [REDACTED]、[REDACTED] 引き続き農業
経営を行っている期間は、平成30年9月28日から令和3年10月27日まで。

特例適用農地ですが、番号1、南栗原6丁目 [REDACTED]、地目、畑、地積、2172㎡。
番号2、南栗原6丁目 [REDACTED]、地目、畑、地積、1,324のうち1,298㎡。番号3、南
栗原6丁目 [REDACTED]、地目、畑、地積、1,745㎡。合計が3筆で、地積、5,215㎡でござ
います。

海老名市の [REDACTED] さんからのご申請でございまして、[REDACTED] さんは、平成18年に且
那さんから相続を受け、畑、3筆の相続税の納税猶予の適用を受け、今回が5回目の
証明となります。

場所につきましては、4ページをご覧くださいと思います。

海老名市と座間市の市境にある農地、畑、3筆でございます。

[REDACTED] さんにつきましては、海老名市で農業経営をされており、主に長男の方が中心
に農業をされています。

[REDACTED] さんですが、座間市内にはこの農地3筆を所有されており、また、海老名市内
では約11筆、約3,000㎡の農地を所有し、耕作され、適正に管理されているそうです。

ここで、納税猶予制度についてご案内したいと思います。

引き続き農業経営を行っている旨の証明につきましては、おおよそ3年に1回、納
税猶予を受けている農地の所有者が税務署に対して提出するものでございますが、20
年を経過すると納税猶予が終了するというものもございます。その区分けについて
ご案内いたします。

平成21年12月14日以前に発生した相続においては、生産緑地が含まれていない納税
猶予を受けた場合、要は、調整区域内の農地のみの納税猶予であれば、申告の翌日か
ら20年を経過したときにおいて、相続税の免除が確定をするというものでございます。

現在、平成21年12月15日以降に発生した相続につきましては、市街化区域にある生産緑地の農地も含めて、全て終身での相続税の猶予となっておりますので、3年に1回の確認が必要となっております。

以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第46号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小林農地部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農地部会長 　農地部会全員で見てまいりまして、ここの畑は、十分に手入れできているということと認めます。

以上です。

議長 　　議案第46号の地区担当委員は飯島英勝委員ですが、本日は欠席のため、事務局で事前に飯島委員より確認しておりますので、事務局より発言を求めます。

事務局 　　飯島委員から聞き取った内容をお伝えします。

飯島委員は、欠席の連絡は本日でしたが、事前に現地を確認していただいておりますので、それによりますと、以前は農作物があったが今は茶畑になっている農地で、適切に管理をされ、問題ないと考えておりますとのことと。

以上です。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第46号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 　　挙手全員。よって、議案第46号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第47号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第6、議案第47号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和3年10月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料5ページをご覧くださいと思います。

申請人でございますが、座間市相模が丘一丁目■■■■、■■■■。引き続き農業経営を行っている期間は、平成30年10月26日から令和3年10月27日。

特例適用農地、番号1、相模が丘1丁目■■■■、地目、畑、地積、2,148㎡でございます。

本件ですが、相模が丘一丁目にお住まいの、■■■■さんでございますが、平成27年に夫の■■■■さんから相続を受け、今回が2回目の証明の申請でございます。

場所につきましては、6ページをご覧くださいと思います。

小田急相模原駅から西に位置する相模原市との行政境の市道に接する市街化区域の生産緑地の畑、1筆で、野菜などを生産しておりまして、農業経営としては、主に■■■■さんが耕作され、歯科医師である長男の■■■■さんや、孫の■■■■さんなど、ご家族がそれを手伝う形で農業を行っております。農機具につきましては、耕耘機、刈払機などを所有し、農地を管理されております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ただいま、議案第47号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小林農地部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農地部会長

農地部会で見てまいりました。非常にきれいに手入れができておりますので、承認いたします。

以上です。

議長

議案第47号の地区担当委員は草薙初夫委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

草薙委員

農地部会長の報告のとおりであります。当該番地のところは、松の木が北側に植木として植林されております。中央の畑には、ネギやサトイモ、葉物野菜等が植えられておりまして、畑全体には雑草も見られず、よく管理されているものと認めます。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑
ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第47号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告
は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求
めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第47号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第48号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第48号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を
引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和3年10月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料8ページをご覧くださいと思います。

申請人でございますが、住所が、海老名市上郷四丁目■■■■、■■■■。引き続
き農業経営を行っている期間は、平成30年11月27日から令和3年10月27日まで。

特例適用農地でございますが、番号1、四ツ谷字大東■■■■、地目、田、地積、403
㎡。番号2、四ツ谷字大東■■■■、地目、田、地積、790㎡。番号3、四ツ谷字大東■■■■
■■■■、地目、田、地積、442㎡。番号4、四ツ谷字中通■■■■、地目、田、地積、991
㎡。番号5、四ツ谷字中通■■■■、地目、田、地積、495㎡。番号6、四ツ谷字西
裏■■■■、地目、畑、地積、793㎡。番号7、四ツ谷字下川原■■■■、地目、畑、地
積、392㎡の、合計7筆で、地積、4,306㎡でございます。

海老名市上郷にお住まいの、■■■■さんからの申請でございます。平成27年2月
に■■■さんのお父様であります■■■さんが亡くなりまして、長男の■■■さんが、四ツ谷に
ある7筆の農地を相続され、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、今
回が2回目となります。

場所につきましては、8ページから10ページをご覧くださいと思います。

鳩川の西側にある田、5筆と、四ツ谷配水管理所の南側の畑、1筆、相模川の堤防のすぐ東側で、海老名市との行政境にある畑、1筆の、合計7筆でございます。

農業経営につきましては、居住地である海老名市農業委員会に確認したところ、
■
■さんは、主に海老名市内でご家族で農業を営んでおりまして、海老名市内で約6,000㎡もの田畑を耕作されているそうです。農機具につきましても、耕耘機やトラクター、コンバイン等も所有されており、農地も良好に管理されていると聞いております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 　　ただいま、議案第48号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小林農地部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農地部会長 農地部会で見に行きまして、田も全部刈り取った跡がありまして耕作しており、畑も野菜を作っておりまして、承認といたしました。

以上です。

議 長 　　議案第48号の地区担当委員は小泉聡委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

小泉委員 　　今、事務局でもお話があったように家族でよく作業されており、また、部会長が言われるように現場もよく管理をされており、特に問題ないと判断いたします。

議 長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第48号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長 　　挙手全員。よって、議案第48号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第49号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第8、議案第49号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和3年10月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料12ページをご覧くださいと思います。

申請人でございますが、座間市座間1丁目■■■■■■にお住まいの、■■■■■さんと■■■■■さんでございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成30年11月27日から令和3年10月27日までです。

特例適用農地ですが、番号1、座間字清水■■■■■、地目、田、地積、1,000㎡。番号2、座間字清水■■■■■、地目、田、地積、999㎡。番号3、座間字清水■■■■■、地目、田、地積、1,000㎡。番号4、座間字清水■■■■■、地目、田、地積、282㎡。番号5、座間字清水■■■■■、地目、田、地積、30㎡。番号6、座間1丁目■■■■■、地目、田、地積、963㎡。番号7、新田宿字中川原下■■■■■、地目、田、地積、826㎡の、合計、7筆、地積、5,100㎡でございます。

座間1丁目にお住まいの、■■■■■さん、■■■■■さんからの申請でございますが、平成24年1月に父親の■■■■■さんがお亡くなりになり、子供である■■■■■さん、それから、■■■■■さんがこの農地を2分の1ずつ相続され、引き続きの証明といたしましては、今回は3回目でございます。

案内図としましては、12ページと13ページをご覧くださいと思います。

座架依橋の北東に位置する調整区域の農地、7筆でございます。

■■■■■さんですが、市内では、この田、7筆について水稲作をされておりまして、適正に管理されておりまして、農機具につきましては、田植機、トラクター、耕耘機など一通り所有されており、良好に管理をしている方でございます。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ただいま、議案第49号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小林農地部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農地部会長 現地を見てまいりまして、よく耕作してありました。

以上です。

- 議 長 議案第49号の地区担当委員は吉川充委員です。
地区担当委員としての発言を求めます。
- 吉川委員 ただいまの農地部会長の報告のとおりであります。毎年、きちんと米作りされておりますし、全く問題ないと思います。
- 議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑
ございませんか。よろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。
議案第49号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告
は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求
めます。
(賛成者挙手)
- 議 長 挙手全員。よって、議案第49号は原案のとおり承認することに決しました。
以上で、議案審議は全て終了いたしました。
委員の皆様、推進委員の皆様、ここで何かご意見、ご質問ございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 事務局から何かございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 鈴木委員 あっせん農地についてお尋ねします。
あっせん農地の状況とは、耕作できないから誰かにお願いしたいという話で、実
際、土地の所有者は困っているから、そのような話をされてきているのだと思いま
すが、それが実際に今までどのぐらいあり、きちんと誰かに引き継げられているの
かどうかとか、あるいは、引継ぎ者がいなかった場合に仕方なく行っているのか、
あるいは放棄してしまっているのか。どのような具合になっているのか、次回の総
会までに教えてもらえればありがたいと思うのですけれども。
- 議 長 次回までに調査してきますということです。
よろしいですか。
その他。では、よろしいですね。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 それでは、令和3年第10回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後 2 時06分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

2 番 _____

8 番 _____